

【農林水産分野】規制改革事項について

1. 国家戦略特区

<特例措置>

規制改革事項	概要	実現時期等	初活用自治体
農業委員会	農業委員会と市町村の事務分担 農地の流動化を促進する観点から、市町村長と農業委員会との合意の範囲内で、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことを可能化。	2013年 12月 特区法成立	養父市
企業農地取得	企業による農地取得の特例 喫緊の課題である担い手不足や耕作放棄地等の解消を図ろうとする国家戦略特区において、農地を取得して農業経営を行うとする「農地所有適格法人以外の法人」について、地方自治体を通じた農地の取得や不適正な利用の際の当該自治体への移転など、一定の要件を満たす場合には、農地の取得を認める特例を、今後5年間の時限措置として設ける。	2016年 5月 特区法成立	養父市
国有林野(面積)	国有林野の貸付面積の拡大 国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積(現行5ha)を拡大。	2015年 7月 特区法成立	仙北市
国有林野(貸付対象)	国有林野の貸付等に関する対象者の拡大 国家戦略特区において民有林と国有林を一体的に活用する場合、地元市町村在住者に加え、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を追加する。	2015年 2月通知	—
特産酒類(焼酎等)(構造改革特区)	單式蒸留焼酎等の製造免許要件の緩和 地域の特産物を原料とした「單式蒸留焼酎」又は「原料用アルコール」を少量からでも製造可能とすることにより、「焼酎特区」による地方創生を推進するため、一定の要件の下、これらの酒類に係る製造免許には、最低製造数量基準を適用しないこととする。	2017年 6月 構造改革特区法	北九州市
保安林解除	保安林の指定の解除手続期間の短縮(2) 都道府県が新たに製造場を整備する際、その用地に保安林が含まれている場合、当該用地が既存事業の主たる区域に隣接していることや指定を解除する保安林の機能が代替する措置が確実に講じられると認められることなど一定の要件を備えている場合には、保安林の指定の解除手続の特例を講じ期間の短縮を実現する。	2019年 3月通知	愛知県

<特例措置⇒全国展開>

農業生産法人	農業生産法人6次産業化推進等のための要件緩和 農地所有適格法人の役員要件について、その法人の行う農業に必要な農業に従事する役員又は重要な使用人(農場長等)が1人いればよいこととする。なお、議決権・構成員要件については、農業関係者の議決権が総議決権の2分の1以上であればよいこととする。法人と継続的取引関係がない者も構成員となることを可能化。 ※初活用自治体:新潟市	2013年 12月 特区法措置 2016年 4月 農地法	
信用保証(農業)	農業への信用保証制度の適用 農業について、商工業とともに行うものに関しては、金融機関から円滑に資金調達出来るようにするため、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。 ※初活用自治体:新潟市	2014年 6月要綱 2018年 7月要綱	
農家レストラン	農家レストランの農用地区域内設置の容認 農業者が自己の生産する農畜産物や農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する場合は、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能化。 ※初活用自治体:新潟市	2014年 3月省令 2020年 3月 農振法施行規則	

<全国展開>

規制改革事項	概要	実現時期等	初活用自治体
インターネット酒類販売	通信販売酒類小売業に係る販売酒類の要件緩和 地方の特産品等を原料として、委託により製造された酒類については、受託製造者において前年度の出荷数量が3,000キロリットル以上の品目があっても、インターネットによる通信販売を可能とする。	2015年 3月通達	
有害鳥獣捕獲許可	有害鳥獣捕獲許可権限の市町村への移管 兵庫県の「第11次鳥獣保護管理事業計画」の有害鳥獣捕獲許可基準の許可期間を「原則3か月」から「必要かつ適切な期間」と変更し、実質的に養父市が被害対策の期間を1年間とすることが可能となった。	2015年 5月 その他	
中山間地域等補助金	中山間地域等直接支払交付金の返還免除 中山間地域等直接支払制度に係る協定期間内の農地転用等については、6次産業化など農業振興や地域振興に資する用途への転用等については補助金の返還を免除する。	2015年 4月通知	
農地中間管理	農地中間管理事業に関する事務手続の円滑化 ・農地中間管理機構は、市町村から機構に対して農用地利用配分計画書の作成事務を行いたい旨の要望があった場合、当該市町村に計画書の作成を依頼し、当該計画書が適切なものになるよう助言する。 ・農用地利用配分計画の事務手続きについては、管内市町村・農業委員会と十分連携の上、短縮化に努める。	2015年 12月通知	
補助財産	農林水産省における補助対象財産の処分に係る承認事例の明確化 近年の急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等、「社会経済情勢の変化への対応」とした補助事業者の責に帰さない情勢変化に起因して、補助金等の交付の目的に沿った使用が困難になり、かつ現状のままでは補助対象財産の維持が困難となった場合における財産処分を承認した事例を類型化。	2016年 3月通知	
農地交換分合	農地集約化促進のための交換分合事業に係る基準緩和 農地の集約化を促進する観点から、交換分合実施に係る交付金の交付要件（農用地面積がおおむね5ha以上、集団化率がおおむね40%以上、移動率おおむね20%以上）を緩和し、交換分合による移動率（10%以上を目標）を満たせば良いことに見直し。	2016年 4月通知	
漁業生産組合	漁業生産組合の設立要件の緩和 漁業者の法人化・協業化により競争力の向上や6次産業化の促進を図り、浜の活性化に資するため、漁業生産組合の設立要件（現行7人以上）を緩和。	2019年 4月 水産業協同組合法	
農業散布	ドローンによる農業散布時の手続き要件の明確化 登録農業を従来と同じ濃度等でドローン等でも使用する際、登録申請時のデータ提出が不要であることを明確化する。	2015年 11月通知	
農地の一時転用期間（養殖池）	農地を養殖池とする場合の一時転用期間の延長 錦鯉など、農地を活用して行う養殖業については、地域によっては、農業と一体的に取り組み、地域の主要産業となっている場合があり、地域農業の振興に資することが期待されることから、協定で地域農業の振興に資すること等が確保されている場合等は、農地を養殖池に一時転用する場合の一時転用期間を従来の3年以内から10年以内に延長する。	2021年 3月通知	

2. 構造改革特区関係

特定事業（特定事業番号）	概要
30. 保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業（1003）	学校施設の整備に際してやむを得ず保安林を解除する場合には一定の森林を残す必要があるが、その割合を3割以上で足りるものとする。
31. 保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業（1004）	地域活性化を図るための事業に際して隣接する保安林の解除を要する場合、「他に適地を求められない」等の解除要件を適用しない。
32. 家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業（1008）	青少年に無償で配布する昆虫（カブトムシ）を飼育するために家畜排せつ物の野積み可能とする。
58. ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（1310）	ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲を可能とする。